

【共通】

(1) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

国からの通知について、適宜メールにてお知らせをしておりますが、本市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。

本市 HP

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/006/p080458.html>

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的な取扱いについて

令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から別添の通知の取扱いを継続します。

(3) 障害者施設の従事者等に対するPCR検査事業について

障害者施設等における感染者の早期発見やクラスター発生防止の取り組みを支援するため、別添のとおり「検査キットの配布方式による無料のPCR検査」を実施しております。感染拡大防止のため、本事業を御活用いただき、積極的にPCR検査を受検いただくようお願いいたします。

なお、本事業の申込みがない施設・事業所につきましては、個別に聞き取り調査等の実施を予定しておりますので、その際は御協力をお願いいたします。

(4) 実績記録票の等の押欄印の廃止について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年12月25日付事務連絡「障害福祉サービス等の支給決定事務等に係る押印を求める手続の見直しについて」が示されました。それに伴い、令和3年4月以降、受給者証の事業者確認印や実績記録票の利用者確認印等が以下のとおり変更になりました。

(旧) (新)

事業者確認印 → 削除

利用者確認印 → 利用者確認欄

※利用者確認欄にはサイン又は押印をしていただく必要があります。なお、サインについてはチェック等ではなく名前の記名（電子媒体によるものも可）をお願いいたします。

厚生労働 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00016.html

※実績記録票の様式が掲載されています。

(5) 過誤申立て(取下げ)依頼書の提出について

過誤申立て(取下げ)依頼書については、毎月月末までに送付してください。また、他市町村の様式での提出が散見されますので、本市の様式にて御提出お願いいたします。

提出先：障害支援課自立支援給付係(郵送又は窓口)

【地域生活支援事業】

(1) 移動支援及び日中活動支援の請求について

移動支援及び日中活動支援の請求方法は、下記のとおりであります。実績記録票の提出がない事業所が散見されているため、改めて請求方法をご確認ください。

なお、今後実績記録票の提出がない請求については、返戻いたしますのでご了承ください。

提出が遅れる場合は、提供月の翌月15日までに御連絡ください。

【請求方法】

①提供月の翌月10日まで、請求明細書を国保連の伝送システムで送付。

②提供月の翌月15日まで、実績記録票の写しを障害支援課まで郵送又は窓口で提出。